

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三十三号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「達するまでの子」の下に「(条例第八条第一項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)」を加える。

第四条の二第一項第一号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号二中「イからハまで」を「イ、ロ又はニに掲げる場合」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第五条の四第一項第一号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ロ中「イ」を「第四条の二第一項第一号イ、ロ又はニに掲げる場合」に改める。

第五条の六第一項第一号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ロ中「で当該請求に係る子の親であるもの」を削り、同号ハ中「イ及びロ」を「第四条の二第一項第一号イ、ロ又はニに掲げる場合」に改める。

第五条の七第一項中「又は同条第三項の規定」の下に「(同条第四項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条の八第一項第一号を次のように改める。

一 条例第八条の二第二項又は第三項に規定する職員

イ 第四条の二第二項第一号イからニまでに掲げる場合

ロ 第四条の二第二項第一号イ、ロ又はニに掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第八条の二第二項又は第三項に規定する職員に該当しなくなった場合

合 第五条の八第二項第一号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第四条の二第一項第一号イ、ロ又はニに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八条の二第二項に規定する職員に該当しなくなった場合

第五条の八第二項第二号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第四条の二第一項第一号イ、ロ又はニに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八条の二第三項に規定する職員に該当しなくなった場合

第十条第一項の表第十五号中「中学校就学の始期に達するまでの子（以下この項において「中学校就学前の子」という。）」を「義務教育終了前の子」に、「中学校就学前」を「義務教育終了前」に改める。

第十一条第二項を次のように改める。

2 条例第十四条第二項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

第十一条第六項中「第十四条第五項」を「第十四条第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第五項を削り、第四項を第十項とし、第三項を第九項とし、第二項の次に次の六項を加える。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第六項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定すること

を申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第三項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり条例第十四条第一項第二号に規定する第一号介護休暇（以下「第一号介護休暇」という。）を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が第一号介護休暇を承認できないことが明らかなる日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

8 一時間を単位とする第一号介護休暇の時間は、当該第一号介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第十一条の二第一項中「第十条第一項の表第十四号に規定する休暇（次項において「育児休暇」という。）」を「育児休暇」に改め、同条を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十一条の二 条例第十四条の二第二項の人事委員会規則で定める職員は、第十条第一項の表第十四号に規定する休暇（次項及び次条において「育児休暇」という。）を承認されている職員とする。

2 条例第十四条の二第二項の人事委員会規則で定める時間は、育児休暇の承認に係る時間とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（介護時間の請求）

第十五条の二 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の請求について準用する。

第十八条中「規則」を「人事委員会規則」に改める。

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第二条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第六項（勤務時間等条例）」を「第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項又は）」に改める。

第七条第三項及び第四項中「第十四条第六項（勤務時間等条例）」を「第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項又は）」に改める。

第十四条中「第二号介護休暇の期間中」を「第二号介護休暇の期間中」に改める。

第二十七条第八項第六号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「勤務しなかつた期間」を「勤務しなかつた全期間」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 勤務時間等条例第十四条の二第一項に規定する介護時間により勤務しなかつた期間（公益的法人派遣職員にあつては、育児介護休業法第二十三条第三項の規定による介護のための所定労働時間の短縮等の措置により所定労働時間が短縮された期間）が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第三条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十四事由の欄中「第二十一条第一項の規定に該当する休職」の下に「、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下この表において「勤務時間等条例」という。）第十四条第一項第二号に規定する第一号介護休暇」を加え、「、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条に規定する介護休暇」を「、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この人事委員会規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（平成二十八年改正条例附則第三条の規定による指定期間の指定）

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第五十八号。以下「平成二十八年改正条例」という。）附則第三条に規定する職員の申出は、平成二十八年改正条例第七条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条第二項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十八年改正条例附則第三条に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

3 平成二十八年改正条例附則第三条に規定する職員（以下「職員」という。）は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができない。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から第一項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第一号介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間

中の一部の日が第一号介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

第三条 前条第一項の指定期間の指定の申出は、この人事委員会規則の施行の日前においても行うことができる。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、

この人事委員会規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。